

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎東京都告示第二十三号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第三百三十九条第一項の規定により、世田谷区における計量器の定期検査前期分(光電式はかり、電気抵抗線式はかり及び特定大型はかりを除く。)を次のとおり実施するので、同法第四百四十三条の規定により告示する。

平成二年一月十二日

東京都知事 鈴木 俊 一

検査期日

検査場 所

平成二年二月十三日及び同月十四日 世田谷区代沢五丁目一番十号 区立代沢小学校

同月十五日及び同月十六日 同 区大原一丁目四番六号 区立東大原小学校

同月十九日 同 区三宿一丁目十二番六号 区立三宿小学校

同月二十日 同 区下馬四丁目十八番一号 区立駒留中学校

同月二十一日 同 区玉川田園調布二丁目十七番十五号 区立八幡小学

同月二十二日 同 区尾山台三丁目十一番一号 区立尾山台小学校

同月二十三日 同 区深沢三丁目七番一号 区立東深沢小学校

同月二十六日及び同月二十七日 同 区三軒茶屋二丁目四十二番一号 区立三軒茶屋小学

同月二十八日及び平成二年三月一日 同 区梅丘三丁目九番一号 区立山崎小学校

同月二日及び同月三日 同 区松原五丁目四十三番二十六号 区立松原小学校

同月五日 同 区桜丘二丁目一番三十九号 区立桜丘中学校

(注) 1 検査時間は、午前九時三十分から午後三時までとする。

2 右の検査のほか、東京都計量検定所(港区海岸一丁目七番四号)において、平成二年二月十三日から同年四月五日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に定める休日を除く。)の午前九時三十分から午後四時三十分まで検査を実施する。

◎東京都告示第二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東京都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二年一月十二日

東京都知事 鈴木 俊 一

都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

関係図書縦覧場所

東京都市計画公園

第四・四・七号 追加する部分

東京都都市計画局総務部(都庁第二本庁舎六階)

砧西公園 世田谷区喜多見九丁目地内

◎東京都告示第二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

同法第十八条第一項の規定により、東京都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二年一月十二日

東京都知事 鈴木 俊一

都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

関係図書の見場所

東京都市計画都市高速鉄道

第九号線

追加する部分

世田谷区喜多見九丁目地内

東京都都市計画局総務部(都庁第二本庁舎六階)

◎東京都告示第二十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき国立市谷保第一土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のように告示する。

平成二年一月十二日

東京都知事 鈴木 俊一

一 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日

国立市谷保第一土地区画整理組合

国立市谷保三千五百九十九番地

昭和六十二年一月十三日

二 変更認可の年月日

平成二年一月十二日

◎東京都告示第二十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十九条の二第一項

の規定により指定した医療機関の担当する医療の種類の変更について、平成元年十二月一日次のとおり承認した。

平成二年一月十二日

東京都知事 鈴木 俊一

名 称 変更前 変更の内容

東京都立大塚病院

眼科に関する医療・形成外科に関する医療・脳神経外科に関する医療・腎臓に関する医療 上記に整形外科に関する医療を追加する

◎東京都告示第二十八号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十九条の二第一項の規定により、平成元年十二月一日更生医療を担当する医療機関として次のとおり指定した。

平成二年一月十二日

東京都知事 鈴木 俊一

名 称 所在地 担当すべき医療の種類

練馬区医師会立光が丘 練馬区光が丘二丁目十一番一号

総合病院

整形外科に関する医療

今井歯科医院 墨田区東向島二丁目三十二番二十三号

歯科矯正に関する医療

◎東京都告示第二十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第二十七条第四項の規定により、平成元年十二月二十一日東京芸能人国民健康保険組合から、次のように規約の一部変更の届出があった。

平成二年一月十二日